

○経済産業省令第十七号

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第五十三号）の施行に伴い、並びに環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四条第一項及び第三項（同条第四項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第五条第一項、第六条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十四条第一項並びに第二十一条第二項の規定に基づき、発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のため

令和二年三月十八日

経済産業大臣 梶山 弘志

発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針

等を定める省令の一部を改正する省令

発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（法第三条の二第一項の主務省令で定める事項）</p> <p>第一条 環境影響評価法施行令（平成九年政令第</p>	<p>（法第三条の二第一項の主務省令で定める事項）</p> <p>第一条 環境影響評価法施行令（平成九年政令第</p>

三百四十六号。以下「令」という。）別表第一の五の項のイからカまでの第二欄に掲げる要件に該当する第一種事業（以下「第一種事業」という。）に係る環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三条の二第一項の主務省令で定める事項は、第一種事業に係る発電設備等の構造若しくは配置、第一種事業を実施する位置又は第一種事業の規模に関する事項であつて、次に掲げる事項を含むものとする。

一 〽二「略」

（第二種事業の届出）

第十五条 令別表第一の五の項のイ、ハ、ホから

三百四十六号。以下「令」という。）別表第一の五の項のイからヲまでの第二欄に掲げる要件に該当する第一種事業（以下「第一種事業」という。）に係る環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三条の二第一項の主務省令で定める事項は、第一種事業に係る発電設備等の構造若しくは配置、第一種事業を実施する位置又は第一種事業の規模に関する事項であつて、次に掲げる事項を含むものとする。

一 〽二「略」

（第二種事業の届出）

第十五条 令別表第一の五の項のイ、ハ、ホから

チまで、ルからカまでの第三欄に掲げる要件に該当する第二種事業に係る法第四条第一項の規定による届出は、様式第一の届出書により行うものとする。

(第二種事業の判定の基準)

第十六条 令別表第一の五の項のイ、ハ、ホからチまで、ルからカまでの第三欄に掲げる要件に該当する第二種事業に係る法第四条第三項(同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の判定については、当該第二種事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

チまで、ル及びヲの第三欄に掲げる要件に該当する第二種事業に係る法第四条第一項の規定による届出は、様式第一の届出書により行うものとする。

(第二種事業の判定の基準)

第十六条 令別表第一の五の項のイ、ハ、ホからチまで、ル及びヲの第三欄に掲げる要件に該当する第二種事業に係る法第四条第三項(同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の判定については、当該第二種事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

一〇二 「略」

三 次のイから二までに掲げる種類の発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に、工事期間が重なる一以上の当該発電所と同一種類の発電所の設置により、総体としての発電出力が令別表第一の五の項の第二欄に掲げる要件のうち事業の規模に係るもの（次号において「第一種事業規模」という。）に該当することとなること又は第五号から第二十八号までに掲げる要件のいずれかに該当することとなること。

イ・ロ 「略」

ハ 太陽電池発電所

一〇二 「略」

三 次のイからハまでに掲げる種類の発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に、工事期間が重なる一以上の当該発電所と同一種類の発電所の設置により、総体としての発電出力が令別表第一の五の項の第二欄に掲げる要件のうち事業の規模に係るもの（次号において「第一種事業規模」という。）に該当することとなること又は第五号から第二十八号までに掲げる要件のいずれかに該当することとなること。

イ・ロ 「略」

「新設」

二 風力発電所

四〇六 「略」

七 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）
（第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条の保育所又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院若しくは同条第二項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの（以下「学校等」と総称する。）が火力発電所、太陽電池発電所又は風力発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に存在する場合であつて、発電所から発生する騒音の学校等における予測値が

ハ 風力発電所

四〇六 「略」

七 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）
（第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条の保育所又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院若しくは同条第二項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの（以下「学校等」と総称する。）が火力発電所又は風力発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に存在する場合であつて、発電所から発生する騒音の学校等における予測値が、環境基本法第十

、環境基本法第十六条第一項の規定による騒音に係る環境上の条件についての基準（以下「騒音に係る環境基準」という。）の地域の類型AAの夜間の値を超えること。

八〇九 「略」

十 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第九条第一項から第七項までに定める地域が火力発電所、太陽電池発電所又は風力発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に存在する場合であつて、発電所から発生する騒音の当該地域における予測値が、騒音に係る環境基準の地域の類型Aの夜間の値を超えること。

六条第一項の規定による騒音に係る環境上の条件についての基準（以下「騒音に係る環境基準」という。）の地域の類型AAの夜間の値を超えること。

八〇九 「略」

十 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第九条第一項から第七項までに定める地域が火力発電所又は風力発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に存在する場合であつて、発電所から発生する騒音の当該地域における予測値が、騒音に係る環境基準の地域の類型Aの夜間の値を超えること。

十一～二十三 「略」

二十四 火力発電所、太陽電池発電所又は風力発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の測定している騒音の測定点（以下「騒音の測定点」という。）において騒音に係る環境基準が確保されていない地点が存在する場合であつて、発電所から発生する騒音の当該騒音の測定点における予測値が当該騒音の測定点の測定値を超えるレベルにあること。

二十五～二十八 「略」

（環境影響評価の項目の選定）

十一～二十三 「略」

二十四 火力発電所又は風力発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の測定している騒音の測定点（以下「騒音の測定点」という。）において騒音に係る環境基準が確保されていない地点が存在する場合であつて、発電所から発生する騒音の当該騒音の測定点における予測値が当該騒音の測定点の測定値を超えるレベルにあること。

二十五～二十八 「略」

（環境影響評価の項目の選定）

第二十一条 特定対象事業に係る環境影響評価の項目の選定は、当該特定対象事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより、次の各号に掲げる発電所の区分に応じ当該各号に定める別表備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と特定対象事業特性との相違を把握した上で、当該一般的な事業の内容によって行われる特定対象事業に伴う当該影響要因について当該別表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案しつつ、前条の規定により把握し

第二十一条 特定対象事業に係る環境影響評価の項目の選定は、当該特定対象事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより、次の各号に掲げる発電所の区分に応じ当該各号に定める別表備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と特定対象事業特性との相違を把握した上で、当該一般的な事業の内容によって行われる特定対象事業に伴う当該影響要因について当該別表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案しつつ、前条の規定により把握し

た特定対象事業特性及び特定対象地域特性に関する情報を踏まえ、当該選定を行うものとする。

一〇四 〔略〕

五 太陽電池発電所 別表第五

六 風力発電所 別表第六

2 〔略〕

3 〓 5 〔略〕

（調査、予測及び評価の手法の選定の基本的考
え方）

第二十二條 特定対象事業に係る環境影響評価の
調査、予測及び評価の手法の選定は、選定項目
ごとに選定項目の特性及び特定対象事業が及ば

た特定対象事業特性及び特定対象地域特性に関する情報を踏まえ、当該選定を行うものとする。

一〇四 〔略〕

〔新規〕

五 風力発電所 別表第五

2 〔略〕

3 〓 5 〔略〕

（調査、予測及び評価の手法の選定の基本的考
え方）

第二十二條 特定対象事業に係る環境影響評価の
調査、予測及び評価の手法の選定は、選定項目
ごとに選定項目の特性及び特定対象事業が及ば

すおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定項目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手法について、次条から第二十六条までに定めるところにより選定して行うものとする。

一～二 「略」

三 前条第三項において準用する第五条第三項第二号ハに掲げる環境要素に係る選定項目
地域を特徴づける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をい

すおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定項目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手法について、次条から第二十六条までに定めるところにより選定して行うものとする。

一～二 「略」

三 前条第三項において準用する第五条第三項第二号ハに掲げる環境要素に係る選定項目
地域を特徴づける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をい

う。)及び特殊性(特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。)の視点から注目される動植物の種又は生物群集(別表第七から別表第十二までにおいて「注目種等」という。)を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法その他の適切に生態系への環境影響を把握する手法

四〇六 「略」

二〇五 「略」

(手法の選定)

第二十三条 前条第一項の規定による手法の選定

う。)及び特殊性(特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。)の視点から注目される動植物の種又は生物群集(別表第六から別表第十までにおいて「注目種等」という。)を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法その他の適切に生態系への環境影響を把握する手法

四〇六 「略」

二〇五 「略」

(手法の選定)

第二十三条 前条第一項の規定による手法の選定

における参考項目に係る調査及び予測の手法の選定については、第二十一条第一項各号に定める別表備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と特定対象事業特性との相違を把握した上で、参考項目ごとに次の各号に掲げる発電所の区分に応じ当該各号に定める別表に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下この条及び別表第七から別表第十二までにおいて「参考手法」という。）を勘案しつつ、最新の科学的知見を踏まえるよう努めるとともに、第二十条の規定により把握した特定対象事業特性及び特定対象地域特性を踏まえ当該選定を行うものとする。

一 水力発電所 別表第七

における参考項目に係る調査及び予測の手法の選定については、第二十一条第一項各号に定める別表備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と特定対象事業特性との相違を把握した上で、参考項目ごとに次の各号に掲げる発電所の区分に応じ当該各号に定める別表に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下この条及び別表第六から別表第十までにおいて「参考手法」という。）を勘案しつつ、最新の科学的知見を踏まえるよう努めるとともに、第二十条の規定により把握した特定対象事業特性及び特定対象地域特性を踏まえ当該選定を行うものとする。

一 水力発電所 別表第六

二 火力発電所（地熱を利用するものを除く。）

別表第八

三 原子力発電所 別表第九

四 火力発電所（地熱を利用するものに限る。）

別表第十

五 太陽電池発電所 別表第十一

六 風力発電所 別表第十二

2・3 「略」

（調査の手法の選定の留意事項）

第二十四条 「略」

一～三 「略」

四 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該

二 火力発電所（地熱を利用するものを除く。）

別表第七

三 原子力発電所 別表第八

四 火力発電所（地熱を利用するものに限る。）

別表第九

〔新設〕

五 風力発電所 別表第十

2・3 「略」

（調査の手法の選定の留意事項）

第二十四条 「略」

一～三 「略」

四 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該

地点(第五項及び別表第七から別表第十二までにおいて「調査地点」という。) 調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点

五 調査に係る期間、時期又は時間帯(第五項及び別表第七から別表第十二までにおいて「調査期間等」という。) 調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

2～4 「略」

(予測の手法の選定の留意事項)

地点(第五項及び別表第六から別表第十までにおいて「調査地点」という。) 調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点

五 調査に係る期間、時期又は時間帯(第五項及び別表第六から別表第十までにおいて「調査期間等」という。) 調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

2～4 「略」

(予測の手法の選定の留意事項)

第二十五条 「略」

一・二「略」

三 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点（別表第七から別表第十二までにおいて「予測地点」という。） 選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、予測地域内において予測地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、当該保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的であると認められる地点

四 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（

第二十五条 「略」

一・二「略」

三 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点（別表第六から別表第十までにおいて「予測地点」という。） 選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、予測地域内において予測地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、当該保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的であると認められる地点

四 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（

別表第七から別表第十二までにおいて「予測対象時期等」という。）工事の実施後の土地又は工作物において行われる事業活動その他の人の活動の開始（以下「供用開始」という。）後の定常状態になる時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができない場合に限る。）並びに工事の実施による影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯

2～5 「略」

（放射性物質に係る環境影響評価）

第二十六条の二 特定対象事業に係る放射性物質

別表第六から別表第十までにおいて「予測対象時期等」という。）工事の実施後の土地又は工作物において行われる事業活動その他の人の活動の開始（以下「供用開始」という。）後の定常状態になる時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができない場合に限る。）並びに工事の実施による影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯

2～5 「略」

（放射性物質に係る環境影響評価）

第二十六条の二 特定対象事業に係る放射性物質

に係る環境影響評価の項目の選定は、当該特定対象事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより、別表第十三備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と特定対象事業特性との相違を把握した上で、第二十条の規定により把握した特定対象事業特性及び特定対象地域特性に関する状況を踏まえ、当該特定対象事業の実施により放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがあると判断した場合に、同表に掲げる項目（以下「放射性物質に係る参考項目」という。）を勘案しつつ、当該選定を行うものとする。

に係る環境影響評価の項目の選定は、当該特定対象事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより、別表第十一備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と特定対象事業特性との相違を把握した上で、第二十条の規定により把握した特定対象事業特性及び特定対象地域特性に関する状況を踏まえ、当該特定対象事業の実施により放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがあると判断した場合に、同表に掲げる項目（以下「放射性物質に係る参考項目」という。）を勘案しつつ、当該選定を行うものとする。

る。

2 「略」

3 前項の規定による手法の選定における放射性物質に係る参考項目に係る調査及び予測の手法の選定については、別表第十三備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と特定対象事業特性との相違を把握した上で、同表に掲げる参考となる調査及び予測の手法(同表において「参考手法」という。)を勘案しつつ、最新の科学的知見を踏まえるよう努めるとともに、第二十条の規定により把握した特定対象事業特性及び特定対象地域特性を踏まえ、当該選定を行うものとする。

る。

2 「略」

3 前項の規定による手法の選定における放射性物質に係る参考項目に係る調査及び予測の手法の選定については、別表第十一備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と特定対象事業特性との相違を把握した上で、同表に掲げる参考となる調査及び予測の手法(同表において「参考手法」という。)を勘案しつつ、最新の科学的知見を踏まえるよう努めるとともに、第二十条の規定により把握した特定対象事業特性及び特定対象地域特性を踏まえ、当該選定を行うものとする。

4 第五条第三項の規定は第一項の規定による検討について、同条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項及び第五項の規定は第一項の選定について、第二十二条第二項から第五項まで並びに第二十四条から前条までの規定は第二項の選定について、第二十三条第二項及び第三項の規定は前項の選定について、それぞれ準用する。この場合において、第五条第三項から第五項まで並びに第二十一条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第二十六条の二第一項」と、第五条第四項及び第五項中「計画段階配慮事項」とあるのは「項目」と、同条第四項中「専門家その他の環境影響に関する知見を有する

4 第五条第三項の規定は第一項の規定による検討について、同条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項及び第五項の規定は第一項の選定について、第二十二条第二項から第五項まで並びに第二十四条から前条までの規定は第二項の選定について、第二十三条第二項及び第三項の規定は前項の選定について、それぞれ準用する。この場合において、第五条第三項から第五項まで並びに第二十一条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第二十六条の二第一項」と、第五条第四項及び第五項中「計画段階配慮事項」とあるのは「項目」と、同条第四項中「専門家その他の環境影響に関する知見を有する

者(以下「専門家等」という。)」とあるのは「
専門家等」と、同条第五項中「事項(以下「選
定事項」という。)」とあるのは「項目」と、
第二十一条第四項並びに第二十三条第二項及び
第三項中「参考項目」とあるのは「放射性物質
に係る参考項目」と、第二十一条第五項及び第
二十四条から第二十六条中「選定項目」とある
のは「放射性物質に係る選定項目」と、第二十
二条第二項中「前項」とあるのは「第二十六条
の二第二項」と、同条第三項から第五項まで中
「第一項」とあるのは「第二十六条の二第二項
」と、第二十三条第二項中「前項」とあるのは
「第二十六条の二第三項」と、同条第三項中「

者(以下「専門家等」という。)」とあるのは「
専門家等」と、同条第五項中「事項(以下「選
定事項」という。)」とあるのは「項目」と、
第二十一条第四項並びに第二十三条第二項及び
第三項中「参考項目」とあるのは「放射性物質
に係る参考項目」と、第二十一条第五項及び第
二十四条から第二十六条中「選定項目」とある
のは「放射性物質に係る選定項目」と、第二十
二条第二項中「前項」とあるのは「第二十六条
の二第二項」と、同条第三項から第五項まで中
「第一項」とあるのは「第二十六条の二第二項
」と、第二十三条第二項中「前項」とあるのは
「第二十六条の二第三項」と、同条第三項中「

第一項」とあるのは「第二十六条の二第三項」と、第二十四条第一項第四号及び第五号並びに第二十五条第一項第三号及び第四号中「別表第七から別表第十二まで」とあるのは「別表第十三」と、第二十四条第二項中「第二十四条第一項第二号」とあるのは「第二十六条の二第四項において準用する第二十四条第一項第二号」と、第二十五条第二項中「原単位及び係数」とあるのは「係数」と、それぞれ読み替えるものとする。

別表第一～四〔略〕

別表第五（第二十一条関係）

第一項」とあるのは「第二十六条の二第三項」と、第二十四条第一項第四号及び第五号並びに第二十五条第一項第三号及び第四号中「別表第六から別表第十まで」とあるのは「別表第十一」と、第二十四条第二項中「第二十四条第一項第二号」とあるのは「第二十六条の二第四項において準用する第二十四条第一項第二号」と、第二十五条第二項中「原単位及び係数」とあるのは「係数」と、それぞれ読み替えるものとする。

別表第一～四〔略〕

〔新設〕

「表は別紙」

別表第六（第二十一条関係）

別表第七（第二十三条関係）

別表第八（第二十三条関係）

別表第九（第二十三条関係）

別表第十（第二十三条関係）

別表第十一（第二十三条関係）

「表は別紙」

別表第十二（第二十三条関係）

別表第十三（第二十六条の二関係）

備考

一 「略」

二 この表における「影響要因の区分」は、別表第一から第八までの備考第二号に掲げる一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

三 「略」

別表第五（第二十一条関係）

別表第六（第二十三条関係）

別表第七（第二十三条関係）

別表第八（第二十三条関係）

別表第九（第二十三条関係）

「新規」

別表十（第二十三条関係）

別表第十一（第二十六条の二関係）

備考

一 「略」

二 この表における「影響要因の区分」は、別表第一から第五までの備考第二号に掲げる一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

三 「略」

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この省令は、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

別表第十一（第二十三条関係）

参考項目	環境要素の区分	影響要因の区分
参 考 手 法	粉じん等	工食用資材等の搬出入
	<p>一 調査すべき情報 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p>	

	<p>八 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>建設機械の稼働</p>	<p>一 調査すべき情報 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p>

	騒音	九 予測対象時期等 建設機械の稼働による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期
	工事用資材等の搬出入	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 道路交通騒音の状況</p> <p>ロ 沿道の状況</p> <p>ハ 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた道路交通騒音についての測定の方法、測定場所及び測定時刻</p> <p>三 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>音の伝搬理論に基づく計算</p> <p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等</p>

建設機械の稼働	<p>工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p> <p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 騒音の状況</p> <p>ロ 地表面の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については騒音規制法第十五条第一項の規定による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準において定められた騒音についての測定の方法</p> <p>三 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>音の伝搬理論に基づく計算</p> <p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等</p> <p>建設機械の稼働による騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
---------	---

振動	
工事用資材	<p>施設の稼働</p>
一 調査すべき情報	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 騒音の状況</p> <p>ロ 地表面の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた騒音についての測定の方法、測定場所及び測定時刻</p> <p>三 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>音の伝搬理論に基づく計算</p> <p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等</p> <p>発電所の運転が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）</p>

等の搬出入	建設機械の稼働
<p>二 交通量に係る状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>三 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>四 工所用資材等の搬出入に使用する自動車が行う予定の路線及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>四 振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するため適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>五 振動の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>六 事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域</p> <p>七 第三号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点</p> <p>八 振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等</p> <p>九 工所用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>一 地盤の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>二 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p>

	水の濁り
	造成等の施工による一時的な影響
<p>四 振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域調査地点</p> <p>五 振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点調査期間等</p> <p>六 振動の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>七 予測の基本的な手法事例の引用又は解析</p> <p>八 予測地域</p> <p>九 第三号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>十 予測地点</p> <p>十一 振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>十二 予測対象時期等</p> <p>十三 建設機械の稼働による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>二 浮遊物質量の状況</p> <p>三 調査の基本的な手法</p> <p>四 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号の情報については環境基準において定められた浮遊物質量に係る水質の汚濁についての測定の方法</p> <p>五 調査地域</p> <p>六 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>七 調査地点</p>

	<p>地形改変及び施設の存在</p>
<p>五 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>六 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>七 事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点</p> <p>浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等</p> <p>造成等の施工による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>二 浮遊物質量の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号の情報については環境基準において定められた浮遊物質量に係る水質の汚濁についての測定の方法</p> <p>三 調査地域</p> <p>四 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び</p>

	重要な地形及び地質
	地形改変及び施設の存在
<p>評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点</p> <p>浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等</p> <p>水の濁りの特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 地形及び地質の状況</p> <p>ロ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>地形及び地質の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p>

	土地の安定性
	地形改変及び施設の存在
<p>五 調査期間等</p> <p>地形及び地質の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な時期</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>重要な地形及び地質について、分布、成立環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を受けおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等</p> <p>地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>土地の安定性の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>土地の特性を踏まえ、前号の調査地域における土地の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査時期等</p> <p>土地の特性を踏まえ、第三号の調査地域における土地の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な時期</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>土地の安定性について、表層土壌や地質の改変の程度を把握した上で、斜面安定解析等の土質工学的手法</p>

	反射光
	地形改変及び施設の存在
<p>七 予測地域 土地の特性を踏まえ、土地の安定性に係る環境影響を受けるおそれがある地域として、第三号の調査地域に準ずる</p> <p>八 予測対象時期等 土地の特性を踏まえ、土地の安定性に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 土地利用の状況</p> <p>ロ 地形の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 反射光の特性を踏まえ、反射光に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 反射光の特性を踏まえ、前号の調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 反射光の特性を踏まえ、第三号の調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、反射光の特性を踏まえ、反射光に係る環境影響をうけるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等 反射光の特性を踏まえ、反射光に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

重要な種及び重要な群落		重要な種及び注目すべき生息地
造成等の施工による一時的な影響	地形改変及び施設の存在	造成等の施工による一時的な影響
<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況</p> <p>ロ 重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類に関する動物相の状況</p> <p>ロ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>動物の生息の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	

	地域を特徴づける生態系	
地形改変及	造成等の施工による一時的な影響	地形改変及び施設の存在
三 調査地域	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 動植物その他の自然環境に係る概況</p> <p>ロ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>植物の生育及び植生の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等</p> <p>植物の生育及び植生の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>重要な種及び重要な群落について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえ、重要な種及び重要な群落に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等</p> <p>植物の生育及び植生の特性を踏まえ、重要な種及び重要な群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

<p>主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観</p>	
<p>地形改変及び施設の存在</p>	<p>び施設の存在</p>
<p>一 調査すべき情報 イ 主要な眺望点 ロ 景観資源の状況 ハ 主要な眺望景観の状況 二 調査の基本的な手法 三 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域 四 調査地点 調査地域における景観の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主</p>	<p>四 対象事業実施区域及びその周辺区域 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、前号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路 五 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、第三号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 六 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

	<p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場</p>
	<p>工事用資材等の搬出入</p>
<p>要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>調査地域における景観の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>イ 主要な眺望点及び景観資源について、分布の改変の程度を把握し、事例の引用又は解析</p> <p>ロ 主要な眺望景観について、完成予想図、フォトモニター法その他の視覚的な表現方法</p> <p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、調査地域における景観の特性を踏まえ、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等</p> <p>調査地域における景観の特性を踏まえ、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>一 調査すべき事項</p> <p>イ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況</p> <p>ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>工事用資材等の搬出入に使用する自動車の運行が予定される路線及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な人と自然との触</p>

	地形改変及び施設の存在
<p>れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法</p> <p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域</p> <p>第三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>一 調査すべき事項</p> <p>イ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況</p> <p>ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>

	産業廃棄物
地形改変及び施設の存在	造成等の施工による一時的な影響
<p>一 予測の基本的な手法 イ 産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握 ロ 適切な処理・処分の方策の把握</p> <p>二 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>三 予測対象時期等 発電事業の終了時</p>	<p>一 予測の基本的な手法 産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握</p> <p>二 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>三 予測対象時期等 工事期間</p> <p>六 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

<p>残土</p>	<p>造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>一 予測の基本的な手法 残土の排出量の把握</p> <p>二 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>三 予測対象時期等 工事期間</p>
<p>備考</p>		
<p>一 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>二 この表において「土地の安定性」とは、太陽電池発電所を設置するために造成等が行われる傾斜地において、土地の形状が保持される性質をいう。</p> <p>三 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び重要な群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。</p> <p>四 この表において「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。</p> <p>五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要であること、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>六 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいう。</p> <p>七 この表について「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。</p> <p>八 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの</p>		

活動の場をいう。